

令和6年12月26日開会
令和6年12月26日閉会

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

決算審査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和6年12月26日(木)  
午前10時開会  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 管理者あいさつ
- 4 審査事件  
議案第11号 令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算  
認定について
- 5 委員長報告について
- 6 閉 会

~~~~~

出席者 (7名)

委員長	渡 辺	穰 爾	副委員長	中 原	信 男
委 員	土 光	均	委 員	奥 岩	浩 基
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	米 本	隆 記
委 員	景 山	浩			

~~~~~

## 欠 席 者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	米子市長	伊 木	隆 司	副管理者	米子市副	伊 澤	勇 人
				市長			
事務局長		三 上	洋	消防局長		安 達	憲 吾
消防局次長兼総務課		岩 田	幸 博	事務局次長兼ごみ処		生 田	公 志
長				理施設整備課長			
事務局施設管理課長		本 池	将	消防局予防課長		後 藤	典 明

消防局警防課長	吉木	和宏	消防局指令課長	生田圭一郎
消防局主査兼警防課	藤友	真人	消防局主査兼指令課	青戸一之
消防第二担当課長補佐			情報担当課長補佐	
事務局施設管理課施設長(米子浄化場)兼浄化場維持担当課長補佐	小林	祥弘	事務局総務課長補佐兼人事給与担当課長補佐	橋本雅美
事務局総務課長補佐兼認定審査担当課長補佐	伏野	哲彦	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤公教
消防局総務課長補佐兼庶務担当課長補佐	武良	哲也	事務局総務課入札財政担当課長補佐	三原剛
事務局総務課企画情報担当課長補佐	前畑	昇吾	事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田憲
消防局総務課経理担当課長補佐	高田	一広	事務局ごみ処理施設整備課係長	砂刈智

~~~~~

### 議会担当職員

書記長 瀬尻 かおり 書記 近藤 隆

~~~~~

1 開 会

(午前10時00分)

○渡辺委員長 ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 委員長あいさつ

○渡辺委員長 本日は、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。これから、去る11月27日に開催されました組合議会定例会において、当委員会に付託されました議案第11号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についての審査をいたします。

審査に当たりましては、限られた時間ではございますが、委員の皆様から活発な御意見をいただきたいと思います。

この際、委員の皆様申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめを行います。指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げること

ができませんので、指摘をされる際には、質問や要望で終わることなく、指摘の内容をはっきりと伝えていただき、指摘事項にするという旨をはっきり言っていただきますよう、お願いをいたします。

~~~~~

3 管理者あいさつ

○**渡辺委員長** 続きまして、管理者から御挨拶をお願いいたします。伊木管理者。

○**伊木管理者** 皆様、改めましておはようございます。本年もあとわずかとなりましたが、皆様には大変この1年間お世話になりましたことを心から感謝を申し上げます。

本日は、決算審査特別委員会のためにお集まりをいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。今回は令和5年度の決算審査になるわけでございますけれども、我々といたしましては、関係諸法令にのっとりまして適正に事務を進めてきているつもりではございますが、何分至らぬ点もあると思っておりますので、本日は皆様方から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、より一層、適正な事務を遂行していきたいというふうに思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたしません。以上でございます。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

~~~~~

### 4 審査事件

○**渡辺委員長** それでは、日程第4に移ります。

議案第11号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いします。三原事務局総務課入札財政担当課長補佐。

○**三原事務局総務課入札財政担当課長補佐** そうしますと、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

資料につきましては、右の上のほうに、議案第11号別冊、それから、議案第11号参考資料と記載しております2部でございます。

そうしますと、議案第11号別冊のほうを御用意ください。2ページ目、3ページ目をお開きいただけますでしょうか。3ページ目の表の一番下のところですけども、歳入の合計が記載してあります。予算現額といたしましては56億9,768万5,400円、調定額が57億456万191円、収入済額が57億456万191円ということで、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

予算現額と収入済額との比較ですが、687万4,791円でございます。こ

ちらの主な内容といたしましては、2ページ目に戻っていただきまして、②使用料及び手数料ですけれども、こちらは212万4,085円ということで、桜の苑の使用料が実績により増えたものでございます。

次に、③国庫支出金ですが、こちらは272万5,138円増ということで、こちらは令和6年能登半島地震への緊急消防援助隊活動費の負担金の増ということでございます。

次に、3ページ目の真ん中の⑦諸収入ですが、こちらは841万5,401円増額ということで、再生用有価物の売り払いに係ります引き取り単価が見込みより上がったものでございます。

それから⑧組合債ですが、こちらは520万円減ということで、江府消防署移転新築事業費が減となったものでございます。

それから⑨繰入金ですが、こちらは118万7,634円減ということで、退職積立基金の実績の減によるものでございます。

次に、4ページ目、5ページ目を御覧ください。こちらは歳出のほうの記載でございまして、5ページの表の一番下、歳出の合計ですが、予算現額といたしまして56億9,768万5,400円、支出済額が56億2,459万1,450円で、翌年度の繰越額はございませんでした。

不用額といたしまして7,309万3,950円ございました。こちらの主なものでございますが、4ページに戻っていただきまして、②総務費ですが、不用額として716万445円上がっておりますけれども、こちらは職員の休職によります人件費が減となったものでございます。

それから④衛生費ですが、こちら2,512万4,358円不用額ということですが、こちらの内容としては、最終処分費におけます一般廃棄物処分業務委託料やごみ処理施設建設におけます施設整備概要等検討委託料の実績が減になったものでございます。

次に、⑤消防費ですが、こちら2,780万2,589円不用額ということで、こちらは育児休業の取得によります人件費の減や、江府消防署の設計調査費の実績の減というところでございます。

次に、21ページ目を御覧ください。こちらに記載しておりますのが実質収支に関します調書ということで、歳入総額といたしまして57億456万円、歳出総額といたしまして56億2,459万1,000円、歳入歳出差引額といたしまして7,996万9,000円になっております。

次に、22ページを御覧ください。財産に関する調書についてです。一番上の表の総括のほうを見ていただきますと、土地のほうでは、左から2番目の四角枠欄になりますけれども、決算年度中の増減高といたしまして692.87平方メートル増ということになっております。こちらの理由といたしましては、リサイクルプラザ、それから旧エコスラグセンターの用地につきまして地質調査の結果、

実測面積に変動があったものでございます。

それから建物についてですが、同じ表の右から2番目の欄になりますけども、決算年度中の増減高として145.26平方メートル増ということになっていきます。こちらにつきましては、大山消防署と米子消防署南部出張所の大規模改修に伴って増築があったものでございます。

次に、23ページ目を御覧ください。23ページは重要備品について記載しております、帳簿価格が500万円以上のものを載せております。この中では上から5番目ですけども、梯子付消防ポンプ自動車、こちらは前年度末現在高が3、それから決算年度中の増減高はゼロ、それで決算年度末現在高が3ということで増減はありませんけども、決算年度中に1台増、それから1台減ということで、ゼロという数字が入っております。

次に、24ページ目を御覧ください。こちらは債権、それから基金について記載しております。

まず、債権ですが、濃縮水処理施設建設費貸付金といたしまして、前年度末現在高として4億357万6,000円、決算年度中の増減が4億832万円、決算年度末の現在高といたしましては8億1,189万6,000円でございます。

それから基金につきましては財政調整基金と退職積立基金がございまして、財政調整基金につきましては3,382万円増額いたしまして、決算年度末の現在高としては5,193万円でございます。

それから退職積立基金ですが、こちらのほうも5年度は積立を行っておりませんので、退職者に対する退職金、1億1,018万円を支給しております、決算年度末の現在高といたしましては、11億4,865万7,000円というふうになっております。

以上で決算の説明については終わりますが、引き続き、監査委員さんから提出されました決算審査意見書につきまして御説明を申し上げます。27ページを御覧ください。審査につきましては、令和6年9月2日に、記載のとおり監査委員さんに執行していただいております。

次に、28ページを御覧ください。上のところですけども、審査の結果につきましては、決算書類については関係諸帳簿及び証書類を符合していただきまして、正確であるということで認めていただいておりますけども、次のような意見をいただいております、その意見につきましては、総括のところ記載のとおりでございます。

まず、総括の2段落目ですが、令和4年度及び5年度で組合が貸し付けを行った最終処分場委託事業に係ります濃縮水処理施設建設費貸付金について、令和5年度末現在で約8億円の債権があり、返済期限が令和14年3月となっております。組合は、債権の未回収リスクに備え、濃縮水処理施設に担保設定を行うことと併せ、貸付先企業の財務状況や業績などを毎年度把握され、貸付リスクの管理

に努められたいということでした。

それから、令和14年度の稼働に向けた次期一般廃棄物処理施設の建設や令和11年度まで、江府消防署移転新築事業を始めとする消防庁舎改修工事等の大規模な事業が計画されているため、事業の推移等を考慮しながら、退職積立基金についても、退職手当の支給に影響がないよう適切に積立てを行われたいという意見でございました。

それから最後に、これらのことを踏まえた上で、社会経済情勢の変化及び事業の進捗状況に応じて見直される鳥取県広域市町村圏計画実施計画に基づき、引き続き計画的な財政運営に努められたいということで意見を頂戴しております。

29ページ以降ですが、先ほどの決算の説明と重複する内容でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

それから次に、35ページ目を御覧ください。こちらのほうは決算に係ります主要な施策の説明書ということで、36ページに記載の事業について記載しておりますので、御確認をいただければと思います。

最後に、議案第11号参考資料、別冊のところですが、令和5年度決算認定に係ります参考資料でございまして、詳細な説明は割愛させていただきますけども、歳入、それから歳出の状況、入札、随意契約の状況などについて記載しておりますので、御確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

なお、昨年度の決算審査特別委員会におきまして指摘事項はございませんでしたので、申し添えさせていただきます。以上です。

**○渡辺委員長** 当局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。御意見、質疑ある方はお願いいたします。奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、消防費のところでは先ほど説明をいただいたんですが、参考資料のほうの8ページ確認させていただきますと、減額のところ、人件費減のところ698万6,000円となっております。先ほど育児休業で消防人件費のほう少なくなっているというようなことだったんですけど、この記載されている分は何人分の方の育児休業でこれぐらい減額になったってということでしょうか。それとも退職されたとか退職されたとか。令和5年度、確か退職された方がいらっしやったような気がするんですけど、いかがでしょうか。

**○渡辺委員長** 岩田消防局次長兼総務課長。

**○岩田消防局次長兼総務課長** ただいま委員から頂戴しましたお話でございますけれども、育児休業の人数であったり、それに伴う金額のお話でございますけれども、人数につきましては、ちょっと分かりかねるところでございますけれども。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 私のほうからお答えをさせていただきます。育児休業の取得者でございますけれども、令和5年度につきましては、16名ということでございます。人数につきましては、以上でございます。

○**渡辺委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 育児休業16名ということで承知いたしました。まあ決算ですので、分からないということはないと思いますので、御準備していただけたらと思います。これ全部698万6,000円は16名育児休業の方々に減になったということですのでよろしいでしょうか。

○**渡辺委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 人件費、常備消防費の人件費の減の部分でございますけれども、先ほど申しあげました育児休業の取得者等によります人件費の減は、698万6,000円ということが詳細でございます。

○**渡辺委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** じゃあ、この記載のとおり、これは全て育児休業の分で減額になったということで承知いたしました。

消防費、人件費に関してなんですが、先ほどもちらっと申し上げたんですけど、ここ数年、退職者さんが続いていたというような記憶がございます。そのとき総務消防常任委員会ですとか本会議のほうでも質問もあったような記憶があるんですけど、うちの鳥取県西部と比較して、県内のほかの広域行政さんの常備消防、また近隣の自治体さんの常備消防と比べて人件費が低いんじゃないかっていうような、報酬、給与が低いんじゃないかというようなお話があったと思うんですけど、そちらについては今年度改善されたんでしたっけ。それともまた改善されていく予定なんでしたっけ。

○**渡辺委員長** 岩田消防局次長。

○**岩田消防局次長兼総務課長** 消防職員の離職も含めてですけども、今年度も離職者はおる状況でございます。あと手当の報酬等々のお話でございますけれども、報酬につきましては、現状の報酬、米子市さんに準じた報酬となりますけれども、そちら。あとは特殊勤務手当の部分につきましては、現状どおりで変更はしていない状況でございます。

○**渡辺委員長** 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 私のほうから少し補足させていただきます。答えがかみ合っておりませんので。お尋ねがありましたのは、消防職員の給与水準が少し見劣りする部分があるんじゃないかというような御指摘が、かつてこの議場でもお受けしたことがあるように記憶しております。そういうようなお話がありましたので改めて、私のほうから指示をいたしまして点検をさせました。

結論から申し上げますと、若干の給与制度の違いがございます。消防局によって、一部の消防局は給与表を少し別の給与表を使っておられるところもありますが、結論から言いますと、どこの広域消防も、基本その地元の自治体の、例えば市なり、町なりの給与水準に準じた給与体系になっていると、このように承知しております。

今、消防局のほうからも、西部広域の場合は米子市の給与体系に準じているということでもあります。したがって、もちろん微細な違いはあると思いますが、大きな水準において、米子市の水準が大きく劣っているということであれば劣るということになるんでしょうけども、そういう事実はないように承知しておりますので、消防職員においても、他の広域と比べて大きく何か遜色があるというような事実はないと、このように考えております。

ちなみに勤務時間なり勤務体制の違いというものはありまして、実際の手取り額は違う。分かりやすく言いますと、年間の実勤務時間が違うというような実態もありまして。当然、年間の実勤務時間が違うと、シフトの違いで、当然それに伴う給与の増減がございます。

ただ、いわゆる単価といいたいまいしょうか、そういったものについて大きな違いはないと、このように確認をしております。以上であります。

**○渡辺委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、過去にいろいろと委員会、本会議でも議論があったことでしたので、人件費のところもあったんで確認させていただきました。

給与面で退職するのではないかというようなお話が当時あったような気がするんですけど、そこに関しては、ないということで対応されてるということで理解はしておりますし、今回決算で出されておられます人件費減のところ、16名分育児休業で、全てこのところが減額となっていることで、働きやすさとしては若い方々が働きやすいような職場づくり、環境整備されてるってということで理解をいたしましたし、その辺は評価しておりますので、まあ令和5年度ですけど、本年6年度になっていますけど、引き続き取り組んでいただきたいと思います。こちらに関しては、以上とさせていただきます。

**○渡辺委員長** ほかに御意見ありますか。景山委員。

**○景山委員** 景山でございます。監査委員からの指摘の中に、退職積立基金の適正な積立てを行ってほしいということが出てまいります。あの議会の場でも、給与の策として退職積立基金の取崩しということで承認をしてきたわけですが、この現在の状態での必要見込額というものを計算をしていらっしゃるのであれば、教えていただきたいと思います。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 退職積立基金の現時点での必要額ということのお尋ねでございますけども、まず、基本的な考え方を御説明させていただきたいと思っております。

現在の退職積立基金でございますけども、おおむね20年後の退職、これを想定をしながら、積立計画を策定をさせていただいてるところでございます。

で、これは毎年毎年、市町村負担金を頂く中から、積立てをさせていただいておりますけども、この部分につきましては年度年度で、様々な事業をさせていた

だくということで事業費のばらつきが出てきます。具体的に言いますと、年によっては40億円事業費がかかる年もあれば、年によっては45億円かかってくるというようなことですので、退職積立基金につきましては、なるべく各年度の市町村負担金で差が生じないように平準化を図るための要素として積立てをさせていただいているということですので、その年度によりまして、例えば3億円積ませていただく年があれば、事業が多い年は500万円というような形で積ませていただいておりますので、各年度での目標額というものはちょっとございませんけれども、おおむねそのような形での積立て、ということでトータルで、幾らを目標に積立てをしていくというような形ではなくて、おおむね20年間の退職者の推移、これを見ながら、不足が生じないように各年度の事業費とのバランスを取りながら積ませていただいているというのが現状でございます。

でございますので、要は目標額があつて、毎年それに向けて積んでいくというような状態ではないということの御答弁でございます。以上でございます。

**○渡辺委員長** 景山委員。

**○景山委員** ちょっと理解がなかなかできなかったところがあります。20年後の必要額というのは具体的にどういうことでしょうか。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 20年後の必要額といえますか、各年度の退職予定者をそれぞれ年度ごとに集計をさせていただきます。実は特に消防局のほうなんですけれども、年齢で偏りがございまして。若い30代、40代までの職員が実は全体の3分の2を占めております。

そういうような形で、退職者につきましては、年度によりましてゼロの年もあれば、現在のところは、この20年間の中ではピークで14人退職をするというような状況でございます。

そのような中で、おおむね20年後、令和28年度、この時点で過不足が生じない先ほどの積立てをさせていただきますけれども、20年後の時点では、一応積立計画としましては、ちょうどこの時点でゼロになるというような形での積立計画を今の段階ではさせていただいております。

ただ、これにつきましては、また年度年度でローリングをさせていただきますので、今の時点は20年後、令和28年度ですけども、これが来年は29年度というふうに目標年度を1年ずつローリングして延ばしていきながら、計画を立てさせていただいているというような状況でございます。

**○渡辺委員長** 景山委員。

**○景山委員** いろんな計画、考え方があろうかと思いますが、退職金も給与の一部分という考え方ですと、今年今年分、来年は来年分というふうに積んでいくのが一番妥当な考え方ではないかなというふうに私は思いますので、そこら

辺をどういうふうに考えられて、総予算の中で必要額が変動することの帳尻合わせ的な考え方はいかがなものかなど。多分、監査委員さんもそういうところを指摘をなさっているのではないかなというふうに思います。御検討をお願いしたいというふうに思います。

**○渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 退職積立基金の意義といたしましょうか、これ一口で言いますと財政負担の平準化であります。これは給与債権でありますので支払わないという選択はないわけであります。

したがって、今、委員さん、おっしゃったとおり、年度年度に予算化すればいいと、足らなければ補正ですればいいと、まあそういう選択もあります。そうしますと、それが勢い市町村負担金に跳ね返ってきますので、ある年には例えば退職者が多いから1億円にも増えますよ、ある年にはそれがどんと落ちますよということになると、それはなかなかしんどいだろうと。

これを各市町村さんにおいても、退職積立基金を持っておられるところ、あるいは持っていてもあんまり使っておられないところとかいろいろあると思いますけど、それぞれの財政事情だと思います。

当組合においては、各市町村からの負担金、分賦金によって財政を賄っておりますので、各市町村のほうからは、それをできるだけ中期的な推計と、かつ平準化した形で運営してほしいと。なかなかこれは年度ごとに変動すると、非常につらいねという御要請も受けておりますので、そのために、先ほども事務局長が御答弁申し上げたとおり、退職積立基金というのを作って、毎年毎年のその事業費等の状況と、それから財政事情の平準化につなげるといたしましょうか、との様子を見ながら、あまり極端に退職金が上がったことによって市町村負担金が増えることがないように、平準化を図っていると。こういう趣旨のものだということで、ぜひ御理解いただければと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 景山委員。

**○景山委員** 私の発言がちょっと不明確だったようで、毎年毎年検討をと言ったように受け取られたかもしれませんけれども、さっき私が言った趣旨はですね、給与の計上と人件費の計上と同じように退職金部分も着実に積んだほうがいいのではないかなという問題提起でございましたので。

そのところは、たくさん退職者が発生したら負担がどんと増えるだとか、少ないときは負担がなくて、その都度その市町村負担金を上下させるっていう意味ではありませんので。そのところは御了解いただきたいと思います。答弁いいです。

**○渡辺委員長** ほかにありませんか。森岡委員。

**○森岡委員** 私のほうからは、参考資料の12ページ、13ページの随意契約の関係のことでちょっとお伺いしたいことがございます。

衛生費の9番と、それから消防費の21番。これ備考欄に、プロポーザル方式という記載があるんですが、プロポーザル方式というのは、まさしく競争入札の際に用いられる方式なのかなというふうに思っております。

随意契約にも関わらずプロポーザルを、これを使ったっていうか、プロポーザルにした経緯というものは何なのか教えていただければと思いますが。

**○渡辺委員長** 生田事務局次長。

**○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** それでは私から衛生費の案件9番目の、組合の一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務の委託のプロポーザル方式にしたということにつきまして、御答弁をさせていただきます。

この業務の内容につきましては、組合が現在検討を進めております新しいごみ処理施設、これは中間処理施設と最終処分場、両施設が対象になりますが、この施設の整備の概要を検討する業務でございます。

内容につきましては、人口推計からごみ量の推計、そして施設の中で今後採用する技術、あるいは最終処分場につきましてはクローズド型とするのかオープン型とするのか、そういうような検討をさせていただいたというものでございます。また、その検討に基づきまして財源計画も含めた整備概要を策定したという内容でございます。

これらにつきまして、業務の進め方ですとかそういったところの技術的な提案を受けるということで、その内容をどのような形で進められるのか、そういったところも含めて提案を受けるとして契約を締結をさせていただいたというところでプロポーザル方式を選択しております。私からは以上です。

**○渡辺委員長** 21は。生田消防局指令課長。

**○生田消防局指令課長** 消防局指令課の生田でございます。先ほどの御質問について回答させていただきます。将来、高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線の更新事業に対する調達をするに当たり、専門家の意見をいろいろ提出していただいて、業者を決定するという方式を取らせていただいております。

これについては、全国的に質の低い業者が多いという情報がありまして、安かろう悪かろうというのを防ぐために、実績のある事業者を選ばせていただくためにプロポーザルとさせていただきます。説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** ありがとうございます。消防のほうについては、特別な技術的な問題とかそういったものがあることから、こういったところに随意契約をとという趣旨は理解はできます。ただ、衛生費の9番の内容については、これ通常、随意契約、ほかのところ見て分かるんですけども、ほとんど予算額と決算額ってイコールになってる状況だと思うんです。で、プロポーザルを採用されたということは、この予算に基づいていろんな業者さんから技術的なものであったり、そういったことを審査して、内容を吟味した結果が入札の結果になりましたよっていう

のが通常の競争入札というふうに私は理解をしているんですが、随意契約をやりながらプロポーザルっていうのは、少しこの業務内容が、我々にも指し示されてる、これまでずっと見せていただいた資料を見ると、その内容についてはある程度組合から、こういう内容のものにしてくださいよということが提示された結果を受けての概要の書であったように記憶しております。

であるなら、このプロポーザル方式っていう表現が、私は即理解ができないといたしますか、業者の技術的なものではなくて、組合サイドの要望に基づいた形の概要書の作成になってるといふふうに認識しておりますので、その辺が、ちょっと、なぜこれを随意契約にしたのかということ。それから予算額、決算額がこれ全く4分の3ですか、こういった金額に落ちているということで、もう何かあたたかも競争入札の結果のように感じるんですが。ちょっとそれは私の理解が不足しているのか、ちょっともう一度説明をしていただければと思うんですが。

**○渡辺委員長** 生田次長。

**○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** 組合の施設の整備概要を作成するに当たりましては、様々な技術的な検討などがございましたので、そういった部分をどのようにしていくのかということで企画の提案書というものを受けておりまして、これらの審査をしております。

審査の内容につきましては、業務の実績ですとか、そして企画提案書、そして価格につきましても点数化しておりますので、この3点を点数化をして、その結果として契約者を選定したということでございます。

契約の金額につきましては、契約者のほうから提案をされたものでございまして、最低の価格ではなくて、点数によってパシフィックコンサルタンツのほうと契約を締結しておりますので、単純な価格での比較で契約をしたものではございません。提案内容が優れていたということで選択をさせていただいたということでございます。そのような優れた企画提案書を持ってきていただいたところと契約をするという目的でプロポーザル方式を選択したということでございます。

**○渡辺委員長** 答えになってますか。随意契約にする必要がなかったんじゃないかっていう。伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 随意契約にする必要はなかったんじゃないかという御指摘ですけど、結論から言うと、プロポーザルという方式を取ると、結果、随意契約という部類に入ってくるということだというふうに御理解いただきたいと思います。

まず、業者選定のやり方として、委員御指摘のとおり一般的には競争入札、これが基本になりますが、一般競争入札では適正な業者選定が難しいもの、先ほどありましたけど、単純に価格だけでやっていいのかどうかというようなもの。まあ様々な技術的な知見とか、過去の実績とか、そういったものでなくて、ただ単に安いからそこに出すということだけでは、適正な業務が担保できないと。

これはよく各自治体でもそうですけど、最近プロポーザルっていうのをやるの

ですけど、それは一般の競争入札では原則としつつ、そういった一般の高さに金額とか例えば工事実績とか、そういうことだけではなかなか業者選定が十分できないという性格のものについて、先ほどの消防のデジタル無線なんかもそうなのですけど、それで今、御指摘いただいているごみ処理施設なんかも、例えば全国でどんだんいろんなごみ処理施設ができておりますので、最新の技術的な動向とか、そういったようなものを含めて業者がどの程度知っていて、どんな有益なサポートをしてくれるか、これについてしっかりその業者の技術力を見定めた上で選びたい。もちろん評価項目の中には価格というのがあるわけですけども、単純に価格だけで決めるわけじゃないという場合に、一般競争入札の例外としてプロポーザル方式というのを取ります。

ですから一般競争入札とプロポーザル方式というのがあって、プロポーザルというふうを選ぶと、プロポーザルで業者選択をした業者と随意契約をするという形になりますので、随意契約分という分類に入ってくると。このように御理解いただきたいと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** 今の副管理者の説明を受けると、この契約をする前に、ある程度何社からこういう提案を受けたと。その内容に基づいてパシフィックコンサルタンツですか、ここを選んで随意契約をしたということで間違いはないということですね。

**○渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** そのとおりであります。競争入札と同じように、プロポーザルの場合も調達公告を打ちます。広く調達打って、こういうことを調達したいのでぜひ応募してくださいと。で、業者に広くお声をかけて、そしてそこから幾つかの業者が応募されて、そこで選考委員会をつくって競争をさせます。

そして、選考委員会で最も優れた業者を選んで、そして、そこで業者選定したところと随意契約すると、こういう流れですので。競争性がないわけではなくて、結果、随意契約になるだけで、その前段でプロポーザルという形で競争させているということでもありますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 土光委員。

**○土光委員** 別冊の中の24ページ、債権というところに関して。これ濃縮水処理施設建設費貸付金で、この辺の数字に関してです。24ページ見ると、前年度が4億300万円。決算年度、つまり令和5年度は4億800万円、合計8億1,100万円となっていますが、この決算年度中増減額の4億800万円に関して、ここの数字と、それから別のページで17ページ、ここを見ると、17ページでこれは区分かな。ずっと下のほうで20の貸付金。支出済額、これ5億900万円というふうにあります。先ほどの24ページの決算年度中増減額4億800万円と、それから17ページの支出額が5億900万円。この数字の違いについて

説明をお願いします。

○**渡辺委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** この17ページと24ページの金額の差の御質問でございますが、まず4億832万円の金額でございますが、こちらは令和5年度貸付金、17ページでございますが5億9,124万円。これが貸付金の金額でございます。

(「900」と声あり)

○**本池施設管理課長** すみません、5億912万4,000円というものでございまして、ここから令和5年度の償還に返済金がございますので、返済金が1億83万3,798円ということで、その差し引きで4億832万202円という金額でございます。

○**渡辺委員長** 土光委員。

○**土光委員** この返済金の額は、この決算資料がどこに。どこを見れば出てますか。

○**渡辺委員長** 三原事務局入札財政担当課長補佐。

○**三原事務局総務課入札財政担当課長補佐** 貸付金のところの1億210万3,000円の記載ですけども、こちらは議案第11号別冊の11ページのところの⑦諸収入、1貸付金元利収入というところに記載がしてあります。

〔「分かりました」と土光委員〕

○**渡辺委員長** ほかに御意見。はい、森岡委員。ちょっといいですか、2回目なんで。

○**森岡委員** ごめんなさい。

○**渡辺委員長** 2回目なんで。関連ですか。

○**森岡委員** いえ違います。

○**渡辺委員長** だったら、まだ発言のない方をちょっと優先したいんですけど。ほかにありませんか。

〔「ありません」と声あり〕

○**渡辺委員長** それでは森岡委員。

○**森岡委員** すみません、ちょっと先ほどの件をもう一度確認をさせてください。先ほどの説明は分かりました。そこで、お伺いしたいのは、今後、焼却場の方式であったり最終処分場の方式であったりが、これが何らかの形で決定をするのか、それともそれも含めてプロポーザルにするのか。で、そこで決まったものは随意契約として契約されるのか、そこら辺の方向性といいますか、方針といいますか、そこを確認をさせていただきたいんですよ。

○**渡辺委員長** はい、生田次長。

○**生田次長兼ごみ処理施設整備課長** 廃棄物処理施設等を建設する際の契約のやり方についてのお尋ねでございますが、これは環境省のほうから契約の手引きと

いうのも出ております。

この中で記載されていることですが、廃棄物の処理施設を建設するメーカーは、それぞれ持っている技術が違うということがございますので、この違う技術を持っているところの競争性をどうやって担保していくのかというところの中で、またその民間の技術力をどうやって生かすのかということを含めて検討された結果で出ているものでございますが、これにつきましては基本的にはですね、プロポーザルの形式でやっていくことになるんだろうというところでございます。

**○渡辺委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** そのプロポーザルの、というのも我々の競争入札という感覚でいうと、その技術的なものプラス金額面を総合的に入札をかけるという方式がこれまで取られておったような気がするんです。この衛生費の9番を伺うと、その内容をまず精査して決めた結果、それに基づいた金額を随意契約で契約しているわけですから、それと同じ方式を取られるかということをお伺いしたんです。

**○渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** すみません、御質問の趣旨を十分に把握してなければ後で御指摘していただきたいんですけど。

まず、競争調達と非競争調達というのがあります。一般的に言う随意契約というのは、競争性がない調達、1対1の契約であります。競争調達の中に、いわゆる入札とプロポーザルというやり方があると御理解いただきたいと思います。

ですから、ここにプロポーザル方式で随契って入ってますけど、随契の中でもプロポーザル方式では競争調達なんです。業者を競争させて、その競争性の中から最適の業者を選んで。結果、随意契約という手法は取るけども、競争の中から業者を選んでいるという調達方式。

で、今、御指摘になっている部分ですけども、これは新しいごみ処理施設における施設の整備概要等を、今、当然検討してきたわけでありまして、御案内のとおり、基本構想というのをつくりました。このときにも実は業者に伴走していただいています。いわゆるコンサルタントです。このときも、やはり業者はプロポーザルで選んでおります。そしてその次の段階として、このいよいよごみ処理施設の整備概要といったようなものをつくっていく。一段上の内容をつくっていくという業務をやるについて、我々のいわゆる西部広域行政管理組合なり、あるいはこの構成市町村の知見や技術力だけでは、これ成し得ませんので、そこをいわゆるコンサルティングとして支援していただく業者を選ぶというのがこの調達です。

そのときに、繰り返しになりますが、単純に、これ幾らでやっていただけますかって言ったときに、はい、って言って一番安いところにやって、やーこれ失敗したというふうにならないように、どういう実績があつて、そもそも我々の課題

をどう捉えて、どんな技術提案をする予定があるのか、あるいは技術者を何人ぐらい張りつけていただけるのか。そういったような具体的な業者の事業体制、あるいは提案力、過去の実績というようなものを、それから当然金額。これ全部評価基準で点数化して、総合評価して、評価委員会で、評価委員会は外部の委員さんも入れて、外部の代表の先生なんかにも入っていただいて、選定委員会で業者選定して、そして業者を選定する。

ただ、それは業者選定までですから。その業者選定から契約行為に移るときにその選定行為で選ばれた業者と随意契約という手法を使うだけの話ですので、競争調達として行われるということは御理解いただきたいと思います。以上です。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○渡辺委員長 ほかにないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○渡辺委員長 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件について、原案のとおり認定することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○渡辺委員長 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~

5 委員長報告について

○渡辺委員長 次に、日程第5、委員長報告についてであります。これは1月開催予定の組合議会臨時会において報告する必要があるとございます。これをどのようにしてまとめてよいか、まず、皆さんにお諮りしたいと思います。

本来ですと、もう一度皆様にお集まりいただき、報告内容の検討をいただくのが適切と考えますが、委員の皆さん方も大変御多忙としますので、先ほどいただきました御意見を基に正副委員長で報告案をまとめていきたいと考えておりますが、今日の質疑の中で指摘という質疑がなかったなというふうに私は捉えてますけど、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○渡辺委員長 そういたしますと、正副委員長で協議し、報告案をまとめさせていただきます。出来上がりしました報告案につきましては、あらかじめ皆様方に送付させていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○渡辺委員長 御異議がないようですので、報告案は正副委員長でまとめさせていただきます。委員の皆様には後日送付するということとしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

## 6 閉 会

○渡辺委員長 それでは、これもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午前10時56分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

決算審査特別委員長

渡 辺 穰 爾